

高齢者・障害者の利便の増進に資する デジタル・ディバイド解消に向けた 技術等研究開発（補助金）について

総務省情報流通行政局情報活用支援室



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

行政運営の改善、地方行財政、選挙、消防防災、**情報通信**、郵政行政など、国家の基本的仕組みに関わる諸制度、国民の経済・社会活動を支える基本的システムを所管し、国民生活の基盤に関わる業務を所掌

■情報流通行政局：情報流通の促進

- 利用者が安全・安心に情報を利活用できる環境の整備
- デジタル空間の進展に伴う新たな課題に対する総合的な取組

- ・リテラシー向上
- ・新たな課題への対応（生成AI、偽誤情報対策など）
- ・高齢者・障害者等のデジタル活用の促進
- ・**情報アクセシビリティ向上**

①電話リレーサービス の制度整備・普及促進

きこえない人ときこえる人
を通訳オペレーターが
「手話・文字」と「音声」を
通訳することで電話で即
時かつ双方向につなぐ
サービス



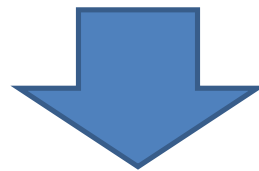
②ICT機器・サービス の開発への支援

障害者・高齢者等の
利便増進に資する
ICT機器・サービスの
研究開発等を行う
経費を助成



③情報アクセシビリティ の促進

- 公的機関のウェブアクセシビリティ確保
- 企業等の情報アクセシビリティ確保の促進
- 情報アクセシビリティ好事例の実施 等



誰もがICTの利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる共生社会の実現を目指す

手話・文字による電話リレーサービス

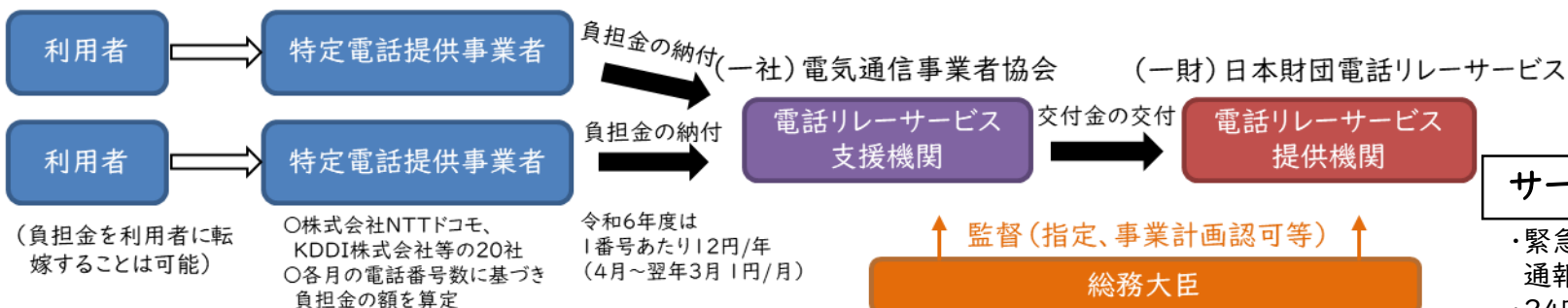


利用シーン

- 日常生活における利用
(自治体、学校、病院、レストラン、修繕業者等との連絡)
- 仕事における利用
(取引先への問合せ、確認等)
- 消防(119)、警察(110)等への通報

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 (R2.6.12公布、R2.12.1施行)

○令和3年(2021年)7月から、法律の規定により、広く通信事業者が負担する資金を原資として、「公共インフラ」としてサービス提供を図るスキームが確立



サービスに求められる要件

- ・緊急通報(119、110等)への通報対応
- ・24時間365日の対応
- ・低廉な料金による提供 等

情報アクセシビリティ好事例

好事例2024は

令和6年11月8日(金)まで募集
結果公表は令和7年3月頃を予定

4

- ①国民全般への広くアクセシビリティに配慮した製品の認知度向上
 - ②情報アクセシビリティに特に配慮している企業等やその取り組みの奨励
- を主な目的として、情報アクセシビリティ好事例を実施。令和5年度は24製品を公表。

指伝話メモリ (オフィス結アジア(神奈川県))【重度障害】

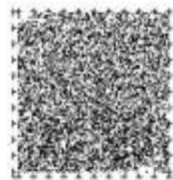
「カードを1枚選ぶ」というシンプルな操作で、流暢な合成音声で話をする、音楽をかける・止める、メッセージやメールを送る、家電を操作するといったことができる仕組みを整えることができるiPadで使うコミュニケーション支援アプリケーション。



Uni-Voice Blindの利用方法



音声コードUni-Voiceについて



- ◆ コード内に約 800 文字記録可能
- ◆ Uni-Voice Blindで読み取ると、コードに含まれた文字情報を表示し、音声で読み上げ
- ◆ コードそのものに文字情報が記録可能なため、オフライン環境でも利用可能
- ◆ 印刷物に音声コードを付けることで、視覚に障害ある人でも「自分で情報を得る」ことが可能に

実際のアプリでの画面表示

アプリの利用は無料です。ぜひお試しください。



Uni-Voice Blind (Uni-Voice事業企画(東京都))【視覚障害】

視覚障害者向け音声コード読み取り用スマートフォンアプリケーション

SureTalk (ソフトバンク(東京都))【聴覚障害】

手話ユーザーと音声ユーザーのコミュニケーションをより円滑にするサービス



情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービスの開発促進を目的に、開発計画段階から障害当事者のニーズや日常生活における困りごとなどを反映することができる「**当事者参加型開発**」に資するため、情報アクセシビリティに係るニーズ情報や配慮の事例、シーズ情報、及び専門家情報（人材データベース）を掲載しています。

情報アクセシビリティ支援ナビ総務省

背景色変更 白 黒 青 黄

お問い合わせ

概要

利用方法

ニーズデータベース
配慮事例集

シーズ
データベース

人材
データベース

情報アクセシビリティ支援ナビ

Act-navi

Act-naviは、総務省が令和2年度に構築し、令和3年9月から国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が運用している障害関連情報データベースです。

情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービスの開発促進を目的に、開発計画段階から障害当事者のニーズや日常生活における困りごとなどを反映することができる「当事者参加型開発」に資するため、情報アクセシビリティに係るニーズ情報や配慮の事例、シーズ情報、及び専門家情報を掲載しています。

概要を見る >

利用方法を見る >



デジタル・ディバイド解消に 向けた技術等研究開発

①電話リレーサービスの 制度整備・普及促進

きこえない人ときこえる人
を通訳オペレーターが
「手話・文字」と「音声」を
通訳することで電話で即
時かつ双方向につなぐ
サービス



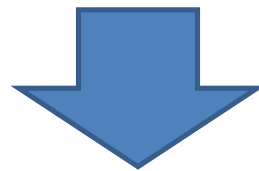
②ICT機器・サービスの 開発への支援

障害者・高齢者等の
利便増進に資する
ICT機器・サービスの
研究開発等を行う
経費を助成



③情報アクセシビリティ の促進

- 公的機関のウェブアクセシビリティ確保
- 企業等の情報アクセシビリティ確保の促進
- 情報アクセシビリティ好事例の実施 等



誰もがICTの利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる共生社会の実現を目指す

事業目的・事業内容

【令和6年度予算1億円の内数】

高齢者・障害者の利便の増進に資するため、

●先進的な研究開発であって、その成果によって高齢者・障害者に有益な新しい通信・放送サービスをもたらすもの

●現在行っている通信・放送サービスを高度化し、高齢者・障害者に有益なものとする情報通信機器等

の研究開発を行う者に対し、補助金を交付します。

具体的には??

●身近な機器に機能を追加することで専用の福祉機器の機能を代替するような技術開発(スマートフォンのアプリなど)

●障害者の十分な情報取得や意思疎通を実現するICT機器等の高度化に関する研究開発(読書環境整備のためのレイアウト解析、AIによる音声・手話認識など)

●重度障害者のデジタルディバイド解消のための研究開発(視線等による操作が可能な機器など)

補助対象となる要件

- 補助対象事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有すること。
- 研究開発のための資金調達に支障があること。
- 補助対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 補助対象事業となる研究開発が、交付申請する年度を含み3年度以内に完了すること。

※複数年度の計画で採択された提案であっても、本補助事業は単年度毎の採択であり、進捗状況や財務状況によっては、次年度以降の継続採択が認められない場合があります。

実施主体・補助率

※令和7年度スキーム等変更予定

実施主体：民間事業者等

補助率：1／2以内（1研究開発当たり3千万円が上限）

最大3年間補助を実施（採択評価は毎年実施）

○補助対象経費

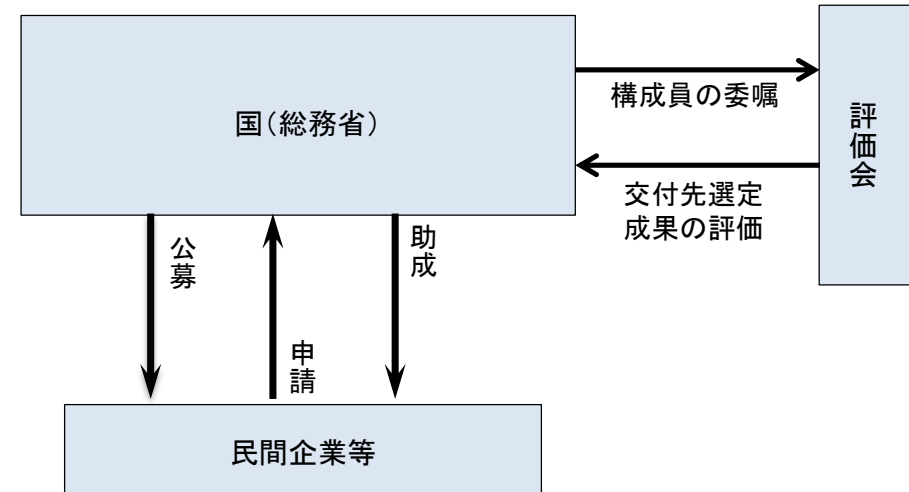
補助対象期間において支出された経費であって、補助対象事業（研究開発）を行うために直接必要な「直接経費」及び「間接経費」

○補助額

補助対象事業を行うために必要な直接経費の1/2に相当する額[上限3,000万円（身体障害者等支援研究開発に該当するものは上限4,000万円）]及び間接経費

※令和7年度スキーム変更予定

【助成イメージ】



大項目	中項目	大項目	中項目
Ⅰ．物品費	1. 設備備品費	Ⅳ．その他	1. 外注費
	2. 消耗品費		2. 印刷製本費
Ⅱ．人件費・謝金	1. 人件費		3. 会議費
	2. 謝金		4. 通信運搬費
Ⅲ．旅費	旅費		5. 光熱水費
			6. その他（諸経費）
(参考) 直接経費の費目			

(参考) 直接経費の費目

駅構内を想定した 視覚障害者の歩行誘導サービスの研究開発



AIを活用した音声等認識サービスの開発



スポーツ参加のための 重度障害者用視線伝達装置



採択の方法

- ・ 提出された申請案件について、外部有識者から構成される評価会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）による評価を実施。
- ・ 評価結果を参考に総務省が採択案件を決定
- ・ 採択／不採択の決定は、申請者に対して審査結果概要を添えて通知

採択における評価項目

技術要件（各5点）

- ①補助目的との整合性
- ②達成目標及び手段（実施計画、体制等）の妥当性
- ③研究成果の波及性

財務要件（各2点）

- ④財務健全性
- ⑤資金調達力
- ⑥計画額の妥当性

公募スケジュール

2月3日(月) 公募開始

3月14日(金) 17時 公募締切(必着)

5月前半 評価会開催

(応募者によるプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施)

5月後半～6月初旬 採択事業決定→(約1週間後) 交付決定(研究開発開始)

11月～12月頃 中間実地検査

3月31日 事業完了届の提出(研究開発終了)

3月末 実績報告書の提出(額の確定)

5月末 成果報告書の提出

6月～7月 終了評価

事業終了年度から5年間 企業化報告(追跡調査)

令和7年度公募関係スケジュール（予定）



(参考) これまでの採択実績 (直近6年)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	45,472千円	48,390千円	47,910千円	47,880千円	45,555千円	49,370千円
助成額	16,021千円	36,300千円	30,533千円	35,162千円	45,317千円	49,037千円
応募数	3件	4件	10件	4件	5件	7件
助成件数	2件	4件	4件	3件	5件	5件

採択事業一覧(令和5年度、令和6年度)

令和5年度採択事業		障害種別	対象事業名
1	ソフトバンク株式会社	聴覚障害	SureTalkの高度化によるきこえない人へのアクセシビリティ向上のための研究開発
2	株式会社ユニコーン	肢体不自由	miyasuku Sports事業化のための研究開発
3	株式会社想隆社	視覚障害 学習障害	視覚障害者・ディスレクシアのための音声を使った読書方法の研究開発
4	株式会社データ・テック	高齢者等	省電力広域通信(LPWA)を用いた、車両挙動検知システム及びご家族のスマホに危険運転・事故発生をお知らせし、高齢者がいつでも移動能力を維持可能とする運転支援システムの検証と実効性確認研究
5	イースト株式会社	視覚障害	機械学習を活用した非アクセシブルなPDF文書の構造化とテキスト抽出に関する研究開発

令和6年度採択事業		障害種別	対象事業名
1	ソフトバンク株式会社	聴覚障害	SureTalkの高度化によるきこえない人へのアクセシビリティ向上のための研究開発
2	株式会社ユニコーン	肢体不自由	miyasuku Sports事業化のための研究開発
3	株式会社データ・テック	高齢者等	省電力広域通信(LPWA)を用いた、車両挙動検知システム及びご家族のスマホに危険運転・事故発生をお知らせし、高齢者がいつでも移動能力を維持可能とする運転支援システムの検証と実効性確認研究
4	株式会社アイシン	聴覚障害	公共交通機関における窓口や遠隔での会話、アナウンスに関する施設係員の負担が増えない聴覚障害者に対する情報保障方法の研究開発
5	株式会社フォーバル	高齢者	高齢者リモート支援システム「きづなパートナー」のプラットフォーム研究開発

研究開発補助における企業化率（平成24年～令和3年）

- ・ 研究開発を補助した件数 19件
- ・ 採択企業の企業化件数 9件（約50%）

※企業化率は、補助事業終了後3年以上経過した案件のうち、「商品化済み」の案件で追跡評価の結果がB評価以上の割合。

※追跡評価は、事業終了後一定の期間を経過してから、研究開発成果の展開状況等を評価するため、企業化の取組の妥当性、経済的・社会的有効性、研究成果の波及性の3つの観点から、外部有識者から構成される評価会が評価を行うもの。

評価基準は以下のとおり。

<評価基準（評価点合計は15点満点）>

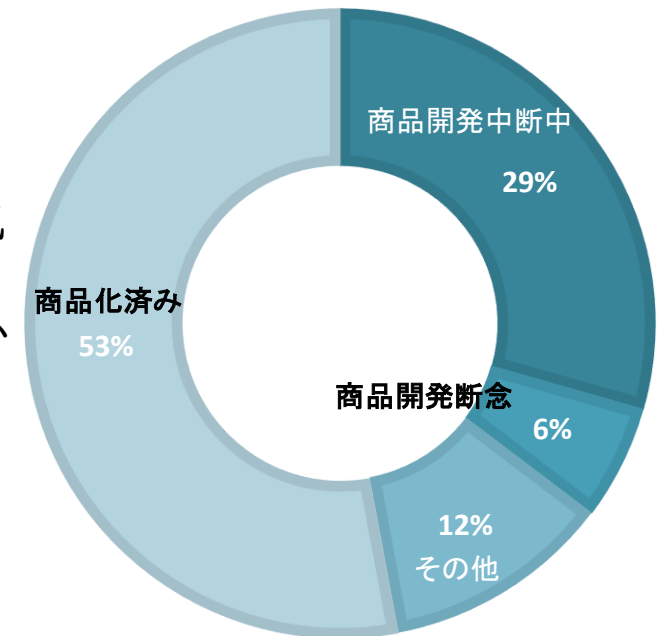
S 評価点12点以上。評価レベル：目標を大幅に上回って達成。

A 9点以上～12点未満。評価レベル：目標を充分達成。

B 6点以上～9点未満。評価レベル：目標をある程度達成したが、課題を残して終了。

C 6点未満。評価レベル：目標を下回り達成できず、多くの課題を残して終了。

企業化の状況



応募に当たっての留意事項

- 「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」は補助金（助成金）となります。

（委託研究開発ではありません。）

→取得財産※及び事業成果については、補助対象事業者に帰属します。

※ただし、補助金を用いて取得した財産であることから、管理・処分等には一定の制限があります。

- 補助対象経費の使用

1つの研究開発について、1つの補助対象事業者に交付決定をするため、それ以外の事業者が補助対象経費を使用することはできません。

（ただし、当該補助対象事業者以外に所属する外部指導者等に対し謝金・旅費を計上すること、外注費の計上等は可能です。）

- 補助対象経費の配分

補助対象経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分します。提案額とは異なる場合があります。

○補助対象経費に関する留意事項（主なもの。詳細は応募要領別紙2参照。）

- ・費用計上の開始は、「補助金交付決定通知書」の通知日以降となります。
- ・経費としての計上は、すべて消費税抜きの金額（人件費等消費税の対象とならないものを除く）となります。
- ・費目間の流用は、直接経費の20%以内の金額であれば総務省の承認は不要です。（それ以上又は研究開発内容の変更を行う場合は、総務省の事前承認が必要です。）
- ・研究開発に必要な設備備品の調達においては、必ず購入とリース・レンタルで調達経費を比較し、原則安価な方法を採用します。

○間接経費の計上について

間接経費：競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関（事業者）の管理等に必要な経費として補助事業者が使用する経費

算出方法：所定の計算方法に基づいて算出された間接経費率を直接経費の合計に乗じた額（ただし、上限は直接経費の30%）

例：企業会計原則に基づいて決算を行っている一般企業の場合

$$\text{間接経費率(\%)} = \{(\text{販売費及び一般管理費}) - (\text{販売費})\} \div (\text{売上原価}) \times 100$$

申請書類の提出について

「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発」への応募には、以下の2つの作業が必要となります。

- ①府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への必要事項の登録
- ②申請書類の提出（郵送可）

①府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への必要事項の登録
必要事項の登録のためには、「所属研究機関」及び「研究者」の登録が必要となります。

→「所属研究機関」の登録には郵送の手続きが必要であり、日数を要する場合がありますので、余裕を持って手続きください。

②申請書類の提出

提出方法：郵送又は手交による正副各1部及びメール（総務省が指定する
ファイル転送方式による（要事前連絡））

※応募締切期限(3/14(金)17:00)までにメールでの提出必須。

正副各1部については、3/18（火）必着。

提出先：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎第2号館
総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 あて

提出書類：次スライドのとおり

ア 情報通信利用促進支援事業費補助金計画書 (様式1)

イ 上記の計画書の添付書類

様式名	書類名
添付書類1	補助対象事業総括表
添付書類2-1	申請者概要説明書
添付書類2-2	株主等一覧表
添付書類2-3	経営状況表
添付書類3-1	研究開発内容等説明書
添付資料3-2	令和4年度研究開発状況等説明書(継続採択を希望する場合のみ提出)
添付書類4	補助対象経費等説明書
添付書類5	補助対象経費積算表(※)
添付書類6	イラスト図(PPT)
添付書類7-1, 2, 3	間接経费率確認書(間接経費を申請する場合のみ提出)

※積算根拠を確認できる書類

(見積書、カタログ、人件費単価及び従事時間内訳)を添付

ウ 財務関係の資料

(ア)株式上場事業又は公益法人の場合

- ・過去3期分の有価証券報告書(企業概況、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)の写し

(イ)株式上場企業以外の場合((ウ)の場合を除く)

- ・過去3期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)と税務申告書(科目内訳書等を含む)の写し

・次の資料の写し

a 納税証明書(直近1年分に当たるもの)

・納税証明書(その2):所得金額の証明

・納税証明書「その3の3」:法人税と所得税及び地方消費税の証明

b 残高証明書(直近のもの)

c 資金繰り計画書(補助対象期間に係るもの)

d 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

e 出資契約書(出資を受けている場合)

f その他

(ウ)国立大学法人の場合

- ・過去3期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

エ その他添付書類

(ア)申請者の概要がわかるパンフレット等

(イ)定款の写し(株式会社、有限会社の場合)

！詳細については、必ず応募要領をご確認ください！

研究実施機関における作業

研究代表者	事務代表者
③応募要領、申請書類様式等を総務省HP等から入手 ④申請書類の作成 ⑥応募情報の入力 ⑧申請書類の提出(郵送) ⑫応募情報・申請書類の受理の確認	①研究機関の登録 ②研究者情報の登録 <u>研究代表者、研究分担者</u> ※登録には、申請書等の必要書類の提出後、最大で2週間程度かかる場合があります ※既に実施済である場合、再度の実施は不要 ⑤申請書類の確認 ⑦応募情報の確認・承認

総務省
⑨応募情報の確認 ⑩申請書類の確認 ⑪応募情報・申請書類の受理

総務省情報流通行政局

情報流通振興課情報活用支援室

興石（こしいし）・前里（まえさと）・田中（たなか）

電話：03－5253－5111（代表）

内線5685

メール：digital_divide_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。